



インハウスレポート

【当会員】

渡部 友一郎 (62期)

Watanabe Yuichiro



インハウスマローヤー（組織内弁護士）とは、企業や団体に所属する弁護士、省庁や自治体に職員として勤務する弁護士の総称です。

本企画は、当会所属のインハウスマローヤーに経験談を紹介していただく連載企画です。

1. 蔓延する「リスクがあります(完)」

外部弁護士『〇〇法に違反するリスクがあります(完)』

法務部門『法的リスクが高いので、できません(完)』

不透明な時代。そして、デジタルとリアルが融合するインターネットの時代において、私たち弁護士の依頼者である企業は、事業を進めるために、「十分な情報に基づく意思決定」(informed decision)を日々迫られています。

ところが、私たち弁護士（外部弁護士かインハウス弁護士か、さらに、法域を問わず）の法的助言には、「十分な情報に基づく意思決定」に役立たないどころか、これを阻害する「リスクがあります(完)」が蔓延しているように思います。

本稿（インハウスレポート）は、「十分な情報に基づく意思決定」に関する体験談を紹介します。多くの外部弁護士のクライアントでもあるインハウス弁護士の「現場」から見えてきた課題を謹んで共有申し上げます。

2. 自己紹介

申し遅れましたが、私は、米国サンフランシスコに本社をもつIT企業 Airbnb®（エアビーアン

ドビー®）の日本法務本部長の渡部と申します。2015年当時、Airbnbのアジア太平洋地域の法務部門には、シンガポール人弁護士2名の他に弁護士はおらず、**アジア第3番目**の弁護士でした。振り返ると、弁護士約15年間のうち約13年間、IT系企業のインハウス弁護士として研鑽を積んで参りました。刻一刻と変化するインターネット業界の時間は「ドッグイヤー」と比喻されるように、12年間はまるで20年や30年に相当するような時間だったように感じています。

私個人のミッションは「**最高のアドバイス（法律に限らない）を提供するため、注意深く、欺瞞なく、本物の努力を続けること**」です。そして、本業の枠を超えて、他企業の法務部門から招聘があれば、研修講師などを積極的にお受けしています。自身のインハウス弁護士としての「失敗と学び」を共有して、一緒に学びを深めています。

3. なぜ問題なのか

問：今月、依頼者に対して、何回「NO（リスクがあります[完]）」と回答しましたか。

仮に、そのNOという回答によって立ち消えた契約、新規プロジェクトその他の事業活動の小さな種が、数年後、100億円の事業価値を持つ取組みへと花開いた場合、弁護士の「NO」は、依頼者から100億円相当の企業価値を奪ったことにな

らないでしょうか。

考えてみれば不思議な現象かもしれません。例えば、(未来からの逆算を要するものの) 1年後に1億円の価格で売却 (M&A) 可能な新規事業の相談について、弁護士が「NO (リスクがあります [完])」と返答した結果、当該事業が断念されたとします。この場合、**外部弁護士・インハウス弁護士は、この1億円のマイナス (機会損失) の責任を問われることは通常ない**でしょう。なぜなら、弁護士が (本当はリスク低減策を組み合わせればリスクテイクできるにもかかわらず) 「NO」といって葬り去られた案件の機会損失は、誰にとっても認識しにくいブラインドスポット (盲点) だからです。

この法則を利用すれば、弁護士は、様々な相談案件について「NO」をもっともらしく連発していれば、新しいリスクについての責任を問われることはなさそうです。なぜなら、**新しいことが発生しない以上、現状が緩やかに維持され、リスクの総量は、ほぼ変化しない**からです。

4. どうすればよいのか (解決策)

はじめに、透明性の観点から、私の脆弱性を予

めお伝えすると、**かつての私も、依頼者に対して「〇〇法のリスクがあります」と法的リスクを特定・分析して指摘すれば、十分な仕事をしたという幻想を抱いていた法律家・法務部員の一人**でした。猛省しています。

私が目覚めたのは、わずか10年足らずで米国ナスダックへの上場時に「10兆円」の時価総額を記録したAirbnbの法務部の教えでした。

その教えとは、**法律問題に対して過去を振り返りながらリスク回避を最優先に取り組むという姿勢 (backward-looking・risk-averse approach) を不断に見直し、かつ、リーガルリスクマネジメントという臨床法務技術を駆使すること**です。

リーガルリスクマネジメント？

もしご関心をもっていただけた方には、①拙稿「**新しい国際規格ISO31022 (リーガルリスクマネジメント) の解説**」自由と正義72巻5号 (2021年) 57-63 頁、または、②2023年4月に上梓した拙著『**攻めの法務 成長を叶える リーガルリスクマネジメントの教科書**」(日本加除出版、2023年)【図】をご高覧いただきたいです。Airbnbのインハウス弁護士として学び取ったことをまとめ、日本全国弁護士がどこにいてもリーガルリスクマネジメントを独学できるように心を込めて作成したものです。きっと、喜んでいただけると思っています。

終わりに、インハウス弁護士として、時代を超えて、「法律家・法務部員の1年生が仕事を始める日には『攻めの法務—リーガルリスクマネジメント』を既に身につけている」世界を実現するために、今後も、微力ながら、社会に貢献して参りたいです。引き続きご指導ご鞭撻のほど、どうぞよろしくお願いたします。



『攻めの法務 成長を叶えるリーガルリスクマネジメントの教科書』(日本加除出版、2023年)